

1 本校の基本姿勢

- いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。
- いじめはどの学校にも起こり得るという認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い全職員で対応する。
- いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処については、全教職員の力を結集してこれにあたる。

2 基本的な考え方

- (1) 管理職をはじめとする全職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童を守るという強い決意と高い指導力で日々の指導にあたるようにする。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、幼・保・中との連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、児童の特性を踏まえた実効性のある取組とする。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、教育委員会をはじめとする関係機関との連携した対応を進める。

3 学校の取組

(1) いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」に基づき、「橋戸小学校 いじめ防止基本方針」を策定する。具体的な取組や年間計画を作成し、実行・検証する。

② 組織の設置

いじめ問題に対応するための組織（いじめ対策委員会）は、学校いじめ対策推進教員を中核に、生活指導担当者、当該児童担任等で構成する。また、重大事態への対応等、発生した事態の性質に応じて関係機関の専門家の助言や支援を求める。

(2) いじめの防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

○ 道徳教育の推進および人間関係構築能力等の育成

- ・道徳教育担当者を中核に学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

○ 情報モラル教室の充実

道徳の時間や特別活動等を通して、各学年の実態に応じた指導をする。情報モラルに関する指導を行い、5年生には外部講師を招いた情報モラル教室を開催する。

- ・インターネットや携帯電話等のマナーやルールを守った適切な使い方
- ・トラブルや犯罪に巻き込まれないための危機管理
- ・誹謗、中傷は絶対に許されない行為であること 等

を指導し、メールやインターネットが利用できる機器等を適正に使用する能力と態度を育成する。また、情報モラル教室は保護者対象にも実施し、家庭への啓発を進める。

- コミュニケーション能力の育成等を取り入れた教育活動の推進
 - ・ レインボー班活動を通して、異学年と関わる
 - ・ 年2回の読書旬間と週1回の朝読書を通して、言語力や表現力を高める。
 - ・ 年11回、挨拶の日を設け、児童が挨拶リーダーとなって正門等に立ち、気持ちのよい挨拶を広げる。
- 体験活動の充実
 - ・ 生命や自然を大切にする心や相手を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるために、移動教室や遠足等の内容を充実させる。
- 自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育む教育活動の充実
 - ・ 児童が授業で活躍できるように授業改善を行う。
 - ・ スクールカウンセラーや心のふれあい相談員とも連携し、児童が安心できる学校づくりを進める。

② 児童の主体的な活動の推進

- 児童会活動
 - ・ 挨拶運動等の取組を通して、心が和む学校づくりを目指す。
- 「いじめ」の防止に向けた取組の支援
 - ・ 6月、11月、2月のふれあい月間において、いじめ防止標語やいじめ防止ポスター等を作成し、いじめ防止の啓発キャンペーンを行う。

③ 教師の情報共有

- いじめ問題に関連する正しい理解やカウンセリング能力等の向上
 - ・ 毎週金曜日に生活指導夕会を行い、生活指導上の情報の共有化を図る、いじめ問題に対する正しい理解を深めるために人権教育プログラム等を活用したミニ研修等を適宜行う。
- 教職員のいじめ問題に関する研修の実施
 - ・ 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることを踏まえ、服務研修等を通して人権感覚を磨いていく。また、子供の人権を侵害する行為については、そのような行為は絶対に許さない、見逃さない風土をつくり、教職員相互が声をかけ合い未然防止を図る環境を整える。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

- 6月、11月、2月のふれあい月間以外にも毎月、簡単な実態調査を行い、必要に応じて児童と個別面接を行う。
- 休み時間、給食、清掃時をはじめとする日常の児童の様子や日記などから早期発見に努める。

② 教育相談の充実

- スクールカウンセラーと5年生全員の面談、心のふれあい相談員と3年生全

員の面接を実施したり、相談室の開室日を児童や保護者に毎月知らせたりして、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員に気軽に相談できる体制を整備する。

③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- いじめ問題やインターネットや携帯電話等の危険性についての認識を高めるために、保護者会、学校だよりおよびホームページ等を通じて積極的に情報発信・情報共有に努める。

(4) いじめへの対処

① いじめられる側の児童への支援

- いじめられる側の児童に寄り添い、事実関係を丁寧に聞き取る。また、できる限り、周囲の児童からも情報を集め客観的な事実の収集に努める。
- 迅速に保護者に事実関係を報告し、いじめられる側の安全の確保と不安除去に努め、今後の対応を説明する。

② いじめる側の児童への実効性のある指導

- いじめる側の児童に対する指導については、教育的配慮の下、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行う。
- いじめの背景にも目を向け、いじめる側の児童の健全な発達に配慮しながら、学校組織で継続的な観察や指導を徹底する。
- いじめる側の児童の保護者に状況を伝え、いじめた児童の人格の成長と再発防止を促すために、保護者と共に改善に努める。

③ 周囲の児童への指導内容

- 見て見ぬ振りをする行為やいじめの助長につながる行為はいじめていると同じであること
- 誰かのいじめを知らせる勇気をもつこと

④ 学校組織全体でのいじめへの対処

- 特定の教職員が一人で抱え込むのではなく組織で情報を共有し、機動的、かつ組織的に対応する。
- いじめを把握した場合、いじめ対策委員会を核として迅速に会議を開き、次の役割を教職員で分担して行う。
 - ・ いじめられた児童や保護者への支援
 - ・ いじめた児童、保護者への指導、助言
 - ・ 関係する児童への心のケア 等

⑤ 重大事態への対処

- 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに、法第 28 条および国の基本方針に基づいた重大事態への対処を行う。
- いじめられた側の児童に寄り添うとともに、全ての児童が落ち着いた学校生活を取り戻せるように支援に努める。
- 必要に応じて、保護者・地域・関係機関に迅速かつ適切に情報提供を行い、協力を要請する。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

- いじめられた児童を守るために、保護者と相談し、書き込みの削除依頼をする等、早期に対応策を講じる。
- いじめた側の児童には、重大な人権侵害の行為であることを指導し、発信した情報の削除と拡散防止の措置をとらせる。保護者に対しても事実を説明し、今後の利用の仕方や家庭内のルール作り等、家庭による管理の責任について、確認する。また、いじめられた側に対しての謝罪の場を設ける。

⑦ 関係機関との一層の連携

- 小中一貫教育・幼保小連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめに関わる情報連携を行う。また、学童クラブや児童館とも適切に情報を共有し、早期発見、早期対応に努める。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- 学校いじめ防止基本方針が実情に即しているか、設置した組織が適切に機能しているか、教職員のいじめ防止の意識や取組は十分なものか、児童や保護者、地域の信頼を得ているか等について、生活指導部や学校評価等を通して点検し、必要に応じて見直す。

4 附則

附則（平成26年3月31日付）

「橋戸小学校 いじめ防止基本方針」は平成26年4月1日から施行する。

一部改訂 平成27年3月31日

一部改訂 平成30年3月30日

一部改訂 令和 3年3月30日

一部改訂 令和 4年3月30日